

## 山形県立農林大学校短期研修施設管理運営要領

- この要領は、山形県立農林大学校短期研修施設（以下「緑風館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。
- 緑風館は、本校の業務に支障が無い範囲で、県内の農林業関係者に利用させることができるものとし、緑風館を利用することができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。
  - 農林業に関する研修を行う者
  - 校長が特に認める者また、次のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。
  - ・善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
  - ・集団的又は常習的に暴力行為又は不法行為を行うおそれがある団体の利益になると認められる場合
  - ・静穏な学習環境を乱すおそれがあると認められる場合
  - ・特定の宗教を布教する活動、特定の政党等を支援する活動を目的とすると認められる場合
  - ・施設又は備付けの物件をき損するおそれがあると認められる場合
  - ・危険物等を使用する催物で、災害発生のおそれがあると認められる場合
  - ・主として物品の販売、宣伝又はこれらに類することを目的とするために使用しようとする場合
  - ・使用許可申請書等の記載事項に虚偽が認められる場合
  - ・その他上記に準ずると認められる場合
- 緑風館を利用しようとする者は、利用申込書（別記様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 緑風館の利用料金は、無料とするが、宿泊研修等にかかる次の実費は利用者が負担するものとし、当校が代行徴収をして、それぞれに支出するものとする。

宿泊料金 2,670円（但し、11～4月は2,770円）

内訳 { 管理費 2,100円  
光熱水費 570円（但し、11～4月は100円増し）

- 緑風館の利用者は、校長が別に定める短期研修施設利用規則を遵守しなければならない。
  - 校長は、規則に従わない利用者に対し、緑風館から退去を命ずることができる。
  - 利用者は、緑風館に備え付けの物品を損傷し又は紛失した場合、これを弁償しなければならない。
- 緑風館の夜間管理の適正化を図るため、宿泊研修の場合、必要に応じて舎監を配置する。

### 附則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。  
この要領は、平成26年4月1日から施行する。  
この要領は、平成28年4月1日から施行する。  
この要領は、平成30年4月1日から施行する。  
この要領は、令和元年10月1日から施行する。  
この要領は、令和5年6月1日から施行する。

